



島根県報

平成16年10月22日 (金)
第 1,618 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

| | | |
|----------------------------|-----------|---|
| 生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定 | (健康福祉総務課) | 1 |
| 生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出 | (") | 2 |
| 生活保護法の規定による介護機関の指定 | (") | 2 |
| 市町村民生委員協議会の区域の一部改正 | (") | 2 |
| 民生委員の市町村別定数の一部改正 | (") | 3 |
| 介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定 | (高齢者福祉課) | 3 |
| 土地改良区の役員の住所の変更 | (農村整備課) | 4 |
| 土地改良区の役員の就任及び退任(2件) | (") | 4 |
| 土地改良事業施行の認可 | (") | 5 |
| 保安林予定森林(2件) | (森林整備課) | 5 |
| 保安林の指定施業要件の変更(3件) | (") | 6 |
| 森林法第189条の規定による告示及び掲示 | (") | 8 |
| 建設業許可申請書等閲覧規程の一部改正 | (土木総務課) | 8 |
| 解体工事業者登録簿閲覧規程の一部改正 | (") | 8 |
| 公有水面埋立ての免許 | (港湾空港課) | 8 |

公 告

| | | |
|---------------|---------|----|
| 開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | 10 |
|---------------|---------|----|

正 誤

| | | |
|--------------------------|---------|----|
| 平成16年10月8日付け島根県報第1,614号中 | (情報政策課) | 10 |
|--------------------------|---------|----|

告 示

島根県告示第1,041号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成16年10月22日

島根県知事 澄 田 信 義

| 医 療 機 関 の 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|---------------|-------------------|------------|
| みどり眼科 | 松江市学園2 - 26 - 33 | 平成16年9月21日 |
| 福本歯科医院 | 八束郡玉湯町大字湯町1981番地1 | 平成16年10月1日 |
| 太田医院 | 平田市国富町505 - 1 | 平成16年9月14日 |
| 太田脳神経外科クリニック | 松江市砂子町196 - 3 | 平成16年10月5日 |
| J A くにびき歯科診療所 | 松江市西津田3 - 5 - 16 | 平成16年9月2日 |

島根県告示第1,042号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成16年10月22日

島根県知事 澄 田 信 義

| 医療機関の名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|------------------|------------------|------------|
| みどり眼科 | 松江市西川津町4247 | 平成16年9月21日 |
| 福本歯科医院 | 八束郡玉湯町大字湯町80番地 | 平成16年9月30日 |
| 太田医院 | 平田市国富町505 - 1 | 平成16年9月13日 |
| 石見町国民健康保険直営日和診療所 | 邑智郡石見町大字日和1022 | 平成16年9月1日 |
| 板倉クリニック | 出雲市今市町北本町五丁目2番地3 | 平成16年8月24日 |

島根県告示第1,043号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成16年10月22日

島根県知事 澄 田 信 義

| 指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者 | | 実施する事業 | 訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所 | | 指定年月日 |
|-----------------------------|--------------|--------|------------------------------|--------------|------------|
| 名称 | 主たる事務所の所在地 | | 名称 | 所在地 | |
| 有限会社 えるだー | 出雲市塩冶町1298番地 | 訪問介護 | 有限会社 えるだー | 出雲市塩冶町1298番地 | 平成16年10月1日 |

島根県告示第1,044号

市町村民生委員協議会の区域（昭和32年島根県告示第151号）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月22日

島根県知事 澄 田 信 義

表益田市の部に次のように加える。

| | |
|------|-----|
| 美都地区 | 美都町 |
| 匹見地区 | 匹見町 |

表に次のように加える。

| | | |
|-----|------|-----|
| 雲南市 | 大東地区 | 大東町 |
| | 加茂地区 | 加茂町 |

| | |
|-------|------|
| 木次地区 | 木次町 |
| 三刀屋地区 | 三刀屋町 |
| 吉田地区 | 吉田町 |
| 掛合地区 | 掛合町 |

島根県告示第1,045号

民生委員の市町村別定数（昭和49年島根県告示第601号）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月22日

島根県知事 澄 田 信 義

表中 「益田市 150人」 を 「益田市 185人」 に、

「平田市 88人」 を 「平田市 88人
雲南市 165人」 に、

「横田町 31人
大東町 49人
加茂町 22人
木次町 36人
三刀屋町 28人
吉田村 13人
掛合町 17人」 を 「横田町 31人」 に、

「三隅町 29人
美都町 19人
匹見町 16人」 を 「三隅町 29人」 に改める。

島根県告示第1,046号

介護保険法（平成9年法律123号）第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成16年10月22日

島根県知事 澄 田 信 義

| 事業者の名称 | 指定した事業 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指 定 年月日 |
|------------|--------|----------------------|----------------|-----------------|
| 株式会社 コムスン | 福祉用具貸与 | 株式会社 コムスン 島根福祉用具センター | 松江市乃白町334 - 6 | 平成16年 10月4日 |
| 社会福祉法人 愛宕会 | 訪問介護 | あたご会訪問介護ステーション | 隠岐郡隠岐の島町郡425番5 | 平成16年 10月14日 |

島根県告示第1,047号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の住所の変更の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年10月22日

島根県知事 澄 田 信 義

出雲市土地改良区

住所を変更した役員の氏名及び住所

| 理事 監事 の別 | 氏 名 | 住 所 | |
|----------------|-----|-----|-----------------|
| | | 理 事 | 矢 野 利 治 |
| | | 変更後 | 出雲市知井宮町1500番地 1 |

島根県告示第1,048号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年10月22日

島根県知事 澄 田 信 義

鹿足郡六日市町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

監事

- 三宅 和人 鹿足郡六日市町大字抜月1194番地
- 吉本 茂生 鹿足郡六日市町大字朝倉315番地
- 松蔭 茂 鹿足郡六日市町大字六日市828番地
- 安永 豊 鹿足郡六日市町大字田野原1265番 1 地

2 就任年月日

平成15年 4 月 1 日

3 退任した役員の氏名及び住所

監事

- 三宅 和人 鹿足郡六日市町大字抜月1194番地
- 光長 知男 鹿足郡六日市町大字注連川1171番地
- 上田 健一 鹿足郡六日市町大字六日市960番地 3
- 山本 文雄 鹿足郡六日市町大字九郎原500番 4 地

島根県告示第1,049号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年10月22日

島根県知事 澄 田 信 義

鹿足郡六日町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

- 大庭 光俊 鹿足郡六日市町大字樋口427番地 1
- 河上 武雄 鹿足郡六日市町大字幸地570番地
- 茅原 忠夫 鹿足郡六日市町大字真田1678番地 2
- 吉谷 重信 鹿足郡六日市町大字田野原1014番地 7
- 中村 和豊 鹿足郡六日市町大字注連川756番地 1
- 齋藤 邦憲 鹿足郡六日市町大字上高尻375番地
- 永安 俊治 鹿足郡六日市町大字立戸210番地 1
- 吉村 一夫 鹿足郡六日市町大字朝倉928番地
- 見川 哲幸 鹿足郡六日市町大字抜月989番地 2
- 金川富士雄 鹿足郡六日市町大字沢田521番地

2 就任年月日

平成16年 4 月 1 日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

- 大庭 光俊 鹿足郡六日市町大字樋口427番地 1
- 河上 武雄 鹿足郡六日市町大字幸地570番地
- 有田 保 鹿足郡六日市町大字真田1718番地
- 吉谷 重信 鹿足郡六日市町大字田野原1014番地 7
- 中村 和豊 鹿足郡六日市町大字注連川756番地 1
- 齋藤 邦憲 鹿足郡六日市町大字上高尻375番地
- 永安 俊治 鹿足郡六日市町大字立戸210番地 1
- 廣森 智昭 鹿足郡六日市町大字朝倉700番地 5
- 杉崎 兑治 鹿足郡六日市町大字抜月654番地
- 金川勝太郎 鹿足郡六日市町大字沢田521番地

島根県告示第1,050号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、次のとおり新規土地改事業の施行を認可した。

平成16年10月22日

島根県知事 澄 田 信 義

| 事業主体名 | 事業名 | 認可年月日 |
|-------------|-----------------------|-------------|
| 大原郡木次町土地改良区 | 木次地区農道舗装事業（非補助土地改良事業） | 平成16年10月13日 |

島根県告示第1,051号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成16年10月22日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

邇摩郡仁摩町大字大国町字畑ヶ谷1762 - 1、3644、字風呂ノ頭1763、字風呂頭1763 - 1、字ハタケ谷3644 - 1、字松籠3645 - 1、字松籠3645 - 6、3647、字林3648 - 1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び仁摩町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1,052号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定による告示する。

平成16年10月22日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

隠岐郡知夫村字ソフ田平516 - 1、516 - 2、517、518、521 - 3、字多澤570

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び知夫村役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1,053号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成16年10月22日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

那賀郡旭町大字都川2361 - 4

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐とする。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び旭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1,054号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成16年10月22日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次の掲げる告示で定めるところによる。

平成14年3月6日農林水産省告示第572号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び掛合町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1,055号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年10月22日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

八束郡東出雲町大字須田字尻谷1796 - 4、字小屋ノ谷1796 - 9、字ヨシケ谷1796 - 10、字イヒネケ谷1796 - 11、字畑ケ尻1796 - 48

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び東出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1,056号

平成16年島根県告示第910号で保安林指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を安来市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成16年10月22日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

| 保安林の所在場所 | | | | 不明である通知の相手方 | |
|----------|------|--------------|------|-------------|--------------|
| (市)郡 | (町)村 | 大字 | 地番 | 保安林の所有者 | 住所 |
| (安来) | (伯太) | (冠せず) 上小竹 | 1107 | 恩田嘉一 | 安来市伯太町上小竹773 |

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

島根県告示第1,057号

建設業許可申請書等閲覧規程（昭和47年島根県告示第221号）の一部を次のように改正する。

平成16年10月22日

島根県知事 澄 田 信 義

第2条の表中「大原郡木次町大字里方」を「雲南市木次町里方」に、「仁多郡、大原郡」を「雲南市、仁多郡」に改め、「美濃郡」を削る。

附 則

この告示は、平成16年11月1日から施行する。

島根県告示第1,058号

解体工事業者登録簿閲覧規程（平成13年島根県告示第427号）の一部を次のように改正する。

平成16年10月22日

島根県知事 澄 田 信 義

第2条の表中「大原郡木次町大字里方」を「雲南市木次町里方」に、「仁多郡、大原郡」を「雲南市、仁多郡」に改め、「美濃郡」を削る。

附 則

この告示は、平成16年11月1日から施行する。

島根県告示第1,059号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。

平成16年10月22日

島根県知事 澄 田 信 義

1 免許年月日

平成16年10月15日

2 免許受入

島根県 代表者 島根県知事 澄田信義

3 埋立区域及び埋立に関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

隠岐郡隠岐の島町中町字目貫ノ四61番の地先公有水面。

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び の地点と の地点とを結ぶ平成15年秋分の満潮位 (D . L . + 0.534m) に
おける公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

の地点 金峯山三等三角点 (北緯36度12分00秒2178、東経133度20分50秒2691) から295度54分05秒1,158.77メー
トルの地点

の地点 の地点から125度58分15秒35.77メートルの地点

の地点 の地点から198度18分55秒140.00メートルの地点

の地点 の地点から288度19分05秒34.64メートルの地点

ウ 面積

4,997.36㎡

(2) 埋立に関する工事の施行区域

ア 位置

隠岐郡隠岐の島町中町字目貫ノ四61番及び同町東町宇屋ノ下101番21,101番1の地内並びにそれらの地先公有水
面。

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とWの地点とを結んだ線により囲まれた区域。

Aの地点 金峯山三等三角点 (北緯36度12分00秒2178、東経133度20分50秒2691) から298度46分26秒1,178.01メー
トルの地点

Bの地点 Aの地点から124度00分17秒84.53メートルの地点

Cの地点 B地点から160度26分15秒12.50メートルの地点

Dの地点 Cの地点から124度06分55秒69.06メートルの地点

Eの地点 Dの地点から108度18分55秒28.64メートルの地点

Fの地点 Eの地点から198度18分55秒255.24メートルの地点

Gの地点 Fの地点から288度18分55秒203.87メートルの地点

Hの地点 Gの地点から24度22分58秒9.71メートルの地点

Iの地点 Hの地点から23度40分35秒5.50メートルの地点

Jの地点 Iの地点から23度30分09秒81.80メートルの地点

Kの地点 Jの地点から23度20分13秒15.17メートルの地点

Lの地点 Kの地点から23度26分52秒14.47メートルの地点

Mの地点 Lの地点から20度59分30秒9.07メートルの地点

Nの地点 Mの地点から18度34分40秒3.80メートルの地点

Oの地点 Nの地点から18度28分39秒4.23メートルの地点

Pの地点 Oの地点から16度20分44秒9.63メートルの地点

Qの地点 Pの地点から14度37分49秒7.48メートルの地点

Rの地点 Qの地点から12度39分21秒15.61メートルの地点

Sの地点 Rの地点から12度44分46秒10.56メートルの地点

Tの地点 Sの地点から12度41分32秒17.07メートルの地点

Uの地点 Tの地点から9度57分36秒9.08メートルの地点
 Vの地点 Uの地点から6度39分44秒1.05メートルの地点
 Wの地点 Vの地点から108度29分19秒14.00メートルの地点

ウ 面積

53,695.64㎡

3 埋立地の用途

ふ頭用地

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成16年10月22日

島根県知事 澄田信義

1 開発区域

大原郡大東町大字飯田146番地1 外4筆

面積 6,048.12平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大原郡大東町大字大東1663番地

大東町土地開発公社

理事長 内田 孝志

正 誤

平成16年10月8日付け島根県報第1,614号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|-----|-------|----|----|
| 1 | 下から14 | 協議 | 競技 |